

提出書類チェックリスト

□	①特定生産緑地指定同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・1筆につき1部の提出が必要です ・農地等利害関係人全員の同意が必要です ・農地等利害関係人は、生産緑地について所有権、対抗要件を備えた地上権、賃借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権等を有する方になります ※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって、税務署長が抵当権者となっている場合は、記載不要です ・実印を押印してください
□	②土地登記簿謄本 ※原本 (全部事項証明)	<ul style="list-style-type: none"> ・1筆につき1部の提出が必要です ・法務局の印影のあるもので、3ヶ月以内に交付されたものを提出してください
□	③公図 ※原本 (②の地番が記載されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・1部の提出が必要です ※複数の筆について同意する場合、1枚の公図に全ての地番が記載されていれば1部で結構です ・法務局の印影のあるもので、3ヶ月以内に交付されたもの提出してください ・生産緑地の区域を着色してください
□	④印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・①に押印した農地等利害関係人全員分が必要です ・法人の場合は、印鑑登録証明書と資格証明で3ヶ月以内に交付されたものを提出してください ・<u>土地登記簿謄本の住所と一致していない場合は、経過が分かる書類が必要となります</u> (例) 住居表示証明、住民票、戸籍の附票など
□	⑤位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の位置と周辺状況が分かるものが必要です (例) 住宅地図等に生産緑地の場所を着色したもの
□	⑥現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内の営農状況が分かるものが必要です
□	⑦委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き委任する場合のみ必要です

※生産緑地の状況により、その他追加書類が必要となる場合があります。

◎提出期限

当初指定日 ※	指定から30年が経過する日	提出期限
平成4年8月18日	令和4年8月18日	令和3年9月30日まで
平成4年11月30日	令和4年11月30日	
平成5年12月6日	令和5年12月6日	令和4年9月30日まで

※生産緑地の当初指定日が分からない場合は、下記連絡先までお問合せください。

◎提出先

高槻市役所 本館6階 都市創造部 都市づくり推進課窓口 (TEL: 072-674-7552)
(執務時間 8:45~17:15 ※土・日・祝日及び12月29日~1月3日を除く)

※窓口に来られる際は、混雑防止のため、事前に電話予約願います。